会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年３月31日

岩手県知事　達　増　拓　也

岩手県規則第42号

会計規則の一部を改正する規則

会計規則（平成４年岩手県規則第21号）の一部を次のように改正する。

本則（第２条第７号を除く。）及び様式中「管理主幹等」を「審査指導監」に改める。

改正前	改正後
（定義） 第２条　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （１）　［略］ （２）　各課等　次に掲げる課等をいう。 ア　岩手県知事部局行政組織規則（平成13年岩手県規則第46号）第２章に規定する秘書広報室秘書課、総務部総務室、政策地域部政策推進室及び市町村課、環境生活部環境生活企画室、保健福祉部保健福祉企画室、商工労働観光部商工企画室、農林水産部農林水産企画室、県土整備部県土整備企画室、復興局復興推進課、国体・障がい者スポーツ大会局総務課並びに出納局 イ～キ　［略］ （３）～（６）　［略］ （７）　管理主幹等　岩手県知事部局行政組織規則第78条第１項の表に規定する管理主幹（県南広域振興局にあっては、総務部長）をいう。 （８）～(14)　［略］	（定義） 第２条　この規則（第７号に掲げる用語にあっては、第180条第２項を除く。）において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （１）　［略］ （２）　各課等　次に掲げる課等をいう。 ア　岩手県知事部局行政組織規則（平成13年岩手県規則第46号）第２章に規定する秘書広報室秘書課、総務部総務室、政策地域部政策推進室及び市町村課、文化スポーツ部文化スポーツ企画室、環境生活部環境生活企画室、保健福祉部保健福祉企画室、商工労働観光部商工企画室、農林水産部農林水産企画室、県土整備部県土整備企画室、復興局復興推進課並びに出納局 イ～キ　［略］ （３）～（６）　［略］ （７）　審査指導監　岩手県知事部局行政組織規則第78条第１項の表に規定する審査指導監をいう。 （８）～(14)　［略］
（一般競争入札の公告） 第108条の３　特定調達契約につき一般競争入札に付する場合における第93条の規定の適用については、同条中「10日（１件の予定価格が5,000万円以上の工事の請負にあっては、15日）」とあるのは「40日（一連の調達契約（特例政令第２条第６号に規定する一連の調達契約をいう。以下この節において同じ。）のうち最初の契約以外の契約に係る一般競争入札については、24日。ただし、最初の契約に係る公告において最初の契約以外の契約に係る公告を少なくとも24日前に行う旨規定した場合に限る。）」と、「新聞紙、掲示その他の方法」とあるのは「岩手県報」と、「５日（１件の予定価格が5,000万円以上の工事の請負にあっては、10日）」とあるのは「10日」と読み替えるものとする。	（一般競争入札の公告） 第108条の３　特定調達契約につき一般競争入札に付する場合における第93条の規定の適用については、同条中「10日（１件の予定価格が5,000万円以上の工事の請負にあっては、15日）」とあるのは「40日（一連の調達契約（特例政令第２条第５号に規定する一連の調達契約をいう。以下この節において同じ。）のうち最初の契約以外の契約に係る一般競争入札については、24日。ただし、最初の契約に係る公告において最初の契約以外の契約に係る公告を少なくとも24日前に行う旨規定した場合に限る。）」と、「新聞紙、掲示その他の方法」とあるのは「岩手県報」と、「５日（１件の予定価格が5,000万円以上の工事の請負にあっては、10日）」とあるのは「10日」とする。
（違約金）	（違約金）

第117条　契約担当者は、契約者が契約期間内に契約を履行しない場合は、遅延日数に応じ、契約金額から既成部分又は既成部分相当額を控除した額につき年2.8パーセントの割合で計算した違約金を徴収することがある旨の約定をしなければならない。 ２　［略］ （有価証券の納付） 第123条　歳入歳出外現金等出納通知者は、前条第１項に規定する有価証券を担保に徴し、又は納付させる必要があるときは、その旨を納人に通知しなければならない。 ２　納人は、有価証券納付書（様式第76号）に現品を添えて会計管理者等に提出しなければならない。 （検査の対象） 第179条　出納局長並びに広域振興局経営企画部長（県南広域振興局にあっては、総務部長）及び経営企画部地域振興センター所長（以下「出納局長等」という。）は、各課等、地方公所及び準地方公所並びに出納局長が別に定める機関（以下「検査対象機関」という。）における次に掲げる者が所掌する会計事務についての検査（以下「会計検査」という。）を行う。 （１）～（３）　［略］ ２　［略］ （会計検査員） 第180条　［略］ ２　会計検査員は、出納局並びに広域振興局経営企画部（県南広域振興局にあっては、総務部）及び経営企画部地域振興センターの職員をもって充てる。	第117条　契約担当者は、契約者が契約期間内に契約を履行しない場合は、遅延日数に応じ、契約金額から既成部分又は既成部分相当額を控除した額につき年2.7パーセントの割合で計算した違約金を徴収することがある旨の約定をしなければならない。 ２　［略］ （有価証券の納付） 第123条　歳入歳出外現金等出納通知者は、前条第１項に規定する有価証券を担保に徴し、又は納付させる必要があるときは、その旨を納入義務者に通知しなければならない。 ２　納入義務者は、有価証券納付書（様式第76号）に現品を添えて会計管理者等に提出しなければならない。 （検査の対象） 第179条　出納局長及び審査指導監（以下「出納局長等」という。）は、各課等、地方公所及び準地方公所並びに出納局長が別に定める機関（以下「検査対象機関」という。）における次に掲げる者が所掌する会計事務についての検査（以下「会計検査」という。）を行う。 （１）～（３）　［略］ ２　［略］ （会計検査員） 第180条　［略］ ２　会計検査員は、出納局及び広域振興局審査指導監の職員をもって充てる。
備考　改正部分は、下線の部分である。	

附　則

1　この規則は、平成29年４月１日から施行する。

2　この規則による改正前の会計規則に規定する様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。